

用語の解説：砂防三法指定区域（砂防指定地・地すべり防止区域・急傾斜地崩壊危険区域）

更新日：2026年8月26日

砂防三法指定区域とは、砂防三法（砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）に基づいて指定される区域（砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域）のことです。

- ・砂防指定地
- ・地すべり防止区域
- ・急傾斜地崩壊危険区域
- ・区域内の行為制限について（土地の掘削・工作物の設置・立木竹の伐採などの制限）

砂防指定地

砂防指定地とは、土石流などから下流部に存在する人家や公共施設を守るため、また流域における荒廃地域を保全するために、土石流の発生が予想される溪流や荒廃地域を「砂防法（明治30年施行）」にもとづき国土交通大臣が指定する区域です。

砂防指定地では、砂防事業（砂防堰堤などの工事）を実施するとともに一定の行為が制限されます。

区域内の行為制限について（土地の掘削・工作物の設置・立木竹の伐採などの制限）

地すべり防止区域

地すべり防止区域とは、地すべりによる被害を除去または軽減するために、地すべり区域（地すべりしている区域又は地すべりするおそれのきわめて大きい区域）、およびこれに隣接する地域（地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発しないように、一定の行為を制限する必要のある区域）を、「地すべり等防止法（昭和33年施行）」にもとづき国土交通大臣が指定する区域です。

地すべり防止区域においては、地すべり対策事業（地すべりを防止するための工事）を実施するとともに一定の行為が制限されます。

区域内の行為制限について（土地の掘削・工作物の設置・立木竹の伐採などの制限）

急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地崩壊危険区域とは、台風や集中豪雨の際に発生する急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）による災害から住民の生命を保護することを目的として、崩壊するおそれのある急傾斜地（傾斜度が30度以上の土地）で、その崩壊により危害が生ずるおそれのあるもの、およびこれに隣接する土地（急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発しないように、一定の行為を制限する必要がある土地の区域）を「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和44年施行）にもとづき都道府県知事が指定する区域です。

急傾斜地崩壊危険区域においては、急傾斜地崩壊対策事業（がけ崩れを防止するための工事）を実施するとともに一定の行為が制限されます。

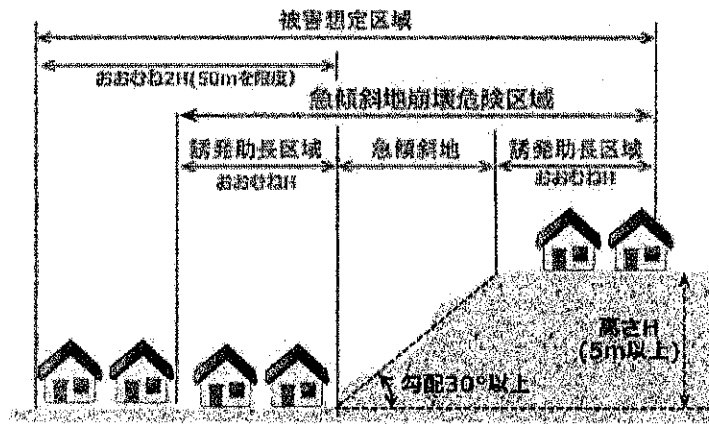
区域内の行為制限について（土地の掘削・工作物の設置・立木竹の伐採などの制限）

【急傾斜地崩壊危険区域指定基準】

- 急傾斜地（傾斜度が30度以上）の高さが5メートル以上の土地

建設局

Bureau of Construction



急傾斜地崩壊危険区域の指定範囲

区域内の行為制限について（土地の掘削・工作物の設置・立木竹の伐採などの制限）

砂防三法指定区域内で次の行為をする場合は許可が必要です。

砂防指定地内

- 施設又は工作物(以下「施設等」という。)の新築、改築、移転又は除却
- 土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状変更
- 土石の採取、鉱物の採掘又は土石若しくは鉱物のたい積若しくは投棄
- 竹木の損傷若しくは伐採、草木根等の採取又は火入れ
- 土石又は竹木の滑り下ろし又は地引による搬出
- 家畜類の放牧又は係留

地すべり防止区域内

- 地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為（政令で定める軽微な行為を除く。）
- 地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水のしん透を助長する行為（政令で定める軽微な行為を除く。）
- のり切又は切土で政令で定めるもの
- ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で政令で定めるもの（以下「他の施設等」という。）の新築又は改良
- 前各号に掲げるもののほか、地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為で政令で定めるもの

急傾斜地崩壊危険区域内

- 水を放流し、又は停滞させる行為その他水のしん透を助長する行為
- ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造
- のり切、切土、掘さく又は盛土
- 立木竹の伐採
- 木竹の滑下又は地引による搬出
- 土石の採取又は集積
- 前各号に掲げるもののほか、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為で政令で定めるもの

砂防三法指定区域内の行為許可の申請は[こちら](#)

砂防三法指定区域の確認は[こちら](#)↓

土砂災害警戒区域等マップ

※ [マップの見方](#)[498KB]

※[土砂災害（特別）警戒区域、土砂災害危険箇所、砂防三法指定区域のちがい](#)

お問い合わせ

建設局

Bureau of Construction

河川部指導調整課占用担当 03-5320-5409

・土砂災害対策事業について

河川部計画課計画調査担当 03-5320-5412

記事ID：017-001-20240710-002476



My TOKYO

利用者一人ひとりの興味関心や状況に応じて必要な情報をお届けするとともに、皆様のご意見を反映し、「みんなでつくる」東京都の公式ポータルサイトです。

土砂災害にそなえるために：東京都における土砂災害対策事業

区市町村による土砂災害ハザードマップの公表状況

土砂災害防止法 よくある質問と回答

土砂災害とは

土砂災害から身を守るポイント

用語の解説

用語の解説トップ

用語の解説：土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）・土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）

用語の解説：土砂災害ハザードマップ

用語の解説：土砂災害警戒情報・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）

用語の解説：砂防三法指定区域（砂防指定地・地すべり防止区域・急傾斜地崩壊危険区域）

用語の解説：土砂災害危険箇所（土石流危険渓流・地すべり危険箇所・急傾斜地崩壊危険箇所）

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内の法的規制について（特定開発行為の許可制、建築物の構造規制）

総合的な土砂災害対策

砂防事業（土石流対策）

火山砂防事業

(行為の制限)

第四条 砂防指定地内において、次に掲げる行為（以下「制限行為」という。）

をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

一 施設又は工作物（以下「施設等」という。）の新築、改築、移転又は除却

二 土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状変更

三 土石の採取、鉱物の採掘又は土石若しくは鉱物のたい積若しくは投棄

四 竹木の損傷若しくは伐採、草木根等の採取又は火入れ

五 土石又は竹木の滑り下ろし又は地引による搬出

六 家畜類の放牧又は係留

2 前項の規定にかかわらず、制限行為のうち治水上砂防のため支障がない軽易な行為で別に知事が定めるものについては、同項の許可を要しない。

3 災害その他非常の事態の発生により応急の措置を講ずる必要がある場合は、第一項の許可を受けることなく制限行為を行うことができる。この場合において、当該制限行為を行った者は、その行為の完了の日から十日以内に、知事に書面により届け出なければならない。

4 知事は、第一項の許可に際して、治水上砂防のため必要な条件を付することができる。

5 知事は、第三項の規定による届出を行った者に対し、治水上砂防のため必要な指示をすることができる。

東京都告示第 号

東京都砂防指定地等管理条例（平成十五年東京都条例第 号）第四条第二項の規定により、次のとおり治水上砂防のため支障がない軽易な行為を定める。

平成十五年四月一日

東京都知事 石 原 慎太郎

一 砂防設備及び水路から十五メートル以上離れた土地で行う次に掲げる行為

(一) 深さが五十センチメートル以下の掘削

(二) 高さが一メートル以下の盛土

(三) 高さが五十センチメートル以下の切土

(四) 土地の形状変更が前記（一）、（二）、（三）の範囲内で行われる施設又は工作物の新築、改築、移転又は除却

二 除伐又は倒竹木若しくは枯損竹木の伐採

三 その他次に掲げる行為

(一) 耕うん

(二) 宅地内における植栽又は伐採

(三) 道路の軽易な維持補修

年 月 日

砂防指定地内行為許可申請書

殿

申請者

住 所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

連絡先(電話番号)

砂防指定地内において制限行為をすることについて、東京都砂防指定地等管理条例第4条第1項の規定による許可を受けたいので、同条例第6条第1項の規定により下記のとおり申請します。

記

1 制限行為を行う場所

(1) 河川名又は溪流名

(2) 住所(位置)

2 制限行為を行う目的

3 制限行為の内容及び方法

4 制限行為を行う土地の面積

5 制限行為を行う期間

年 月 日から

年 月 日まで

6 添付図書

(1) 制限行為に係る事業の計画の概要を記載した図書

(2) 制限行為に係る土地の位置図、現況平面図、現況写真及び公図の写し

(3) 土地の形状を変更する制限行為にあつては、当該土地の縦断面図及び横断面図に計画地盤面を記載したもの

(4) 条例第4条第1項第1号に掲げる制限行為にあつては、施設等の設計図書

(5) 制限行為をしようとする土地について申請者が所有権、地上権、貸借権その他当該土地を使用する権利を有することを示す書面又は有する見込みに関する書面

(6) 当該制限行為について利害関係を有する者があるときは、その者の承諾書

(7) その他

委任事項(注：申請手続等を代理人に行わせる場合に記入してください。)

私は、下記代理人に東京都砂防指定地等管理条例に基づく申請等に係る申請書の提出(申請書の提出及び許可書の受理)の手続について委任します。

申請者 住 所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

記

代理人

住 所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

連絡先(電話番号)